

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

○集団指導

※根拠
➤介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➤集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➤集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○(介護予防)居宅療養管理指導 (基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
➤介護保険法(以下「法」という。)
➤鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)
➤鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 去第8条第6項 去第8条の2第5項	「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。 「介護予防居宅療養管理指導」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。			
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	□	□	
	(2) 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅（介護予防）サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	□	□	
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。（※令和9年度から義務化）	□	□	
	(4) サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	□	□	
	(5) 申請者は、法人とする。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
3. 基本方針 条例第89条	指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図っていますか。	□	□	
予防条例第87条	指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	□	□	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 条例第90条 予防条例第88条	(1)次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおり配置していますか。 ①病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 ア 医師又は歯科医師 イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士(その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数) ②薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師 (2)事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第88条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなしていますか。	□	□	
Ⅲ 設備に関する基準				
設備等 条例第91条 予防条例第89条	(1)事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えていますか。 ➤設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができます。 (2)事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第89条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなしていますか。	□	□	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第97条準用条例第8条 予防条例第93条準用予防条例第50条の2	(1)あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。 ➤利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ①運営規程の概要 ②居宅療養管理指導従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 内容及び手続の説明及び同意	(2)当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。	☐	☐	
2. 提供拒否の禁止 条例第97条準用条例第9条 予防条例第93条準用予防条例第50条の3	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 →事例（有・無） ➢正当な理由の例 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	☐	☐	
3. サービス提供困難時の対応 条例第97条準用条例第10条 予防条例第93条準用予防条例第50条の4	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
4. 受給資格等の確認 条例第97条準用条例第11条 予防条例第93条準用予防条例第50条の5	(1)サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐	☐	
	(2)被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。	☐	☐	
5. 要介護認定の申請に係る援助 条例第97条準用条例第12条 予防条例第93条準用予防条例第50条の6	(1)利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	☐	☐	
	(2)利用者が要介護認定又は要支援認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ➢居宅介護支援が行われていない利用者の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	☐	☐	
6. 心身の状況等の把握 条例第97条準用条例第13条 予防条例第93条準用予防条例第50条の7	サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴等、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 ➢開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる対応を講じているか。	☐	☐	
7. 居宅介護支援事業者等との連携 条例第97条準用条例第68条 予防条例第93条準用予防条例第68条	(1)事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等(※)との密接な連携に努めていますか。 ※介護予防事業においては、介護予防支援事業者	☐	☐	
	(2)事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
8. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第97条準用条例第16条 予防条例第93条準用予防条例第50条の10	居宅サービス計画(※)が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 ※介護予防事業においては、介護予防サービス計画	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
9. 身分を証する書類の携行 条例第97条準用条例第18条	(1) 居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ➢ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう定められたもの。	☐	☐	
	(2) 身分を証する書類には、事業所の名称、居宅療養管理指導従業者の氏名の記載がありますか。 ➢ 身分証の様式は任意の様式となるが、居宅療養管理指導従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	☐	☐	
10. サービスの提供の記録 条例第97条準用条例第19条 予防条例第93条準用予防条例第50条の13	(1) 事業者は、サービスを提供した際は、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。 ➢ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。	☐	☐	
	(2) 事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ➢ 「その他適切な方法」 例：利用者の用意する手帳等に記載する。	☐	☐	
11. 利用料等の受領 条例第92条 予防条例第90条	(1) 事業者は、法定代理受領サービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けていますか。 ➢ 利用者負担額（介護保険負担割合証に定める割合の額）の支払いを受けているか。	☐	☐	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	☐	☐	
	(3) 事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、受けていますか。 → 交通費の受領（有・無）	☐	☐	
	(4) 事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
12. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第97条準用条例第21条 予防条例第93条準用予防条例第51条の2	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 → 事例：（有・無）	☐	☐	
13. 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 条例第93条	(1) 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	☐	☐	
	(2) 事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
13-2. 指定介護予防 居宅療養管理指導 の基本取扱方針 予防条例第94条	(1) 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	☐	☐	
	(2) 事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
	(3) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	☐	☐	
	(4) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	☐	☐	
14. 指定居宅療養管理指導の 具体的取扱方針 条例第94条	(1) 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ① 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っていますか。	☐	☐	
	② 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。	☐	☐	
	③ ②に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めていますか。 → 文書の交付（有 ・ 無）	☐	☐	
	④ 居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	⑤ ④の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	⑥ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っていますか。	☐	☐	
	⑦ ⑥に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないが、サービス担当者会議に参加していますか。 → サービス担当者会議への参加（有 ・ 無）	☐	☐	
	⑧ ⑦の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないが、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付していますか。 → 情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付（有 ・ 無）	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14. 指定居宅療養管理指導の具体的な取扱方針 条例第94条	⑨それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録に記録していますか。	☐	☐	
	(2)薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ①指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	②指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	☐	☐	
	③居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	⑤常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	☐	☐	
	⑥指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っていますか。	☐	☐	
	⑦⑥に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないが、サービス担当者会議に参加していますか。 →サービス担当者会議への参加（有・無）	☐	☐	
	⑧⑦の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないが、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付していますか。 →情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付（有・無）	☐	☐	
	⑨それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録に記録するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	☐	☐	
	(3) 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ①指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	②指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14. 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 条例第94条	③居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	⑤常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	☐	☐	
	⑥それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	☐	☐	
14-2. 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針 予防条例第95条	(1)医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ①指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っていますか。	☐	☐	
	②指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。	☐	☐	
	③指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	⑤②に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めていますか。 →文書の交付（有・無）	☐	☐	
	⑥指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っていますか。	☐	☐	
	⑦⑥に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければなりません、サービス担当者会議に参加していますか。 →サービス担当者会議への参加（有・無）	☐	☐	
	⑧⑦の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければなりません、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付していますか。 →情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付（有・無）	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14-2. 指定介護予防 居宅療養管理指導 の具体的取扱方針 予防条例第95条	⑨それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録していますか。	☐	☐	
	(2)薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ①指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	②指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	☐	☐	
	③指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	⑤常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	☐	☐	
	⑥指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行っていますか。	☐	☐	
	⑦⑥に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないが、サービス担当者会議に参加していますか。 →サービス担当者会議への参加（有 ・ 無 ）	☐	☐	
	⑧⑦の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないが、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付していますか。 →情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付（有 ・ 無 ）	☐	☐	
	⑨それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	☐	☐	
	(3)歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ①指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	☐	☐	
	②指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14-2. 指定介護予防 居宅療養管理指導 の具体的取扱方針 予防条例第95条	③指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要がある。	☐	☐	
	⑤常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	☐	☐	
	⑥それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	☐	☐	
15. 利用者に関する 市への通知 条例第97条準用条 例第26条 予防条例第93条準 用予防条例第51条 の3	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 (1)正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき (2)偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	☐	☐	
16. 管理者の責務 条例第97条準用条 例第55条 予防条例第93条準 用予防条例第53条	(1)管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 ➢他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど事業所の管理業務に支障はないか。	☐	☐	
	(2)管理者は、従業者に居宅療養管理指導の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	
17. 運営規程 条例第95条 予防条例第91条	事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 (5)通常の事業の実施地域 (6)虐待の防止のための措置に関する事項(※令和9年度義務化) (7)その他運営に関する重要事項	☐	☐	
18. 勤務体制の確保 等 条例第97条準用条 例第31条 予防条例第93条準 用予防条例第72条 の2	(1)事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに居宅療養管理指導従業者の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めていますか。	☐	☐	
	(2)当該事業所の居宅療養管理指導従業者によってサービスを提供していますか。 ➢雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他契約により、管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
18. 勤務体制の確保等 条例第97条準用条例第31条 予防条例第93条準用予防条例第72条の2	(3) 居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ➢ 事業所の外部で開催される研修については情報の取得、従業者への周知に努め、内部で開催する研修については、計画的に実施することが望ましい。 (4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
19. 業務継続計画の策定等 条例第97条準用条例第31条の2 予防条例第93条準用予防条例第54条の2の2	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 (2) 居宅療養管理指導従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
	※令和9年4月1日より、義務化となります。	☐	☐	
20. 衛生管理等 条例第97条準用条例第32条 予防条例第93条準用予防条例第54条の3	(1) 居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ・居宅療養管理指導従業者が感染源となることを予防し、また、居宅療養管理指導従業者を感染の危険から守るための対策を講じているか。 ・居宅療養管理指導従業者に、定期的な健診等を受診させているか。 (2) 事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ➢ 使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	☐	☐	
21. 掲示 条例第97条準用条例第33条 予防条例第93条準用予防条例第54条の4	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
22. 秘密保持等 条例第97条準用条例第34条 予防条例第93条準用予防条例第54条の5	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➤研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。	☐	☐	
	(2)事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➤従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)	☐	☐	
	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ➤個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。	☐	☐	
23. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第97条準用条例第36条 予防条例第93条準用予防条例第54条の7	事業者は、居宅介護支援事業者(※)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 ※介護予防事業においては、介護予防支援事業者	☐	☐	
24. 苦情処理 条例第97条準用条例第37条 予防条例第93条準用予防条例第54条の8	(1)事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
	(5)事業者は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
	(6)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	
	(7)事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例:(有・無)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
25. 地域との連携等 条例第97条準用条 例第38条 予防条例第93条準 用予防条例第54条 の9	(1)事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 →介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。 (2)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	☐	☐	
26. 事故発生時の対応 条例第97条準用条 例第39条 予防条例第93条準 用予防条例第54条 の10	(1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例（有・無） →事故対応マニュアル等（有・無） (2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録（有・無） →有の場合、市への報告（有・無） →従業員への周知（有・無） →周知の方法（ ） (3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➢賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入（有・無）	☐	☐	
27. 虐待の防止 条例第97条準用条 例第39条の2 予防条例第93条準 用第54条の10の2 ※令和9年4月1 日より、義務化と なります。	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
28. 会計の区分 条例第97条準用条 例第40条 予防条例第93条準 用予防条例第54条 の11	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
29. 記録の整備 条例第96条 予防条例第92条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
29. 記録の整備 条例第96条 予防条例第92条	(2)事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①具体的なサービスの内容等の記録 ②身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	
30. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	1 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。			
	2 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第75条 介護保険法第115条の5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの別及び提供する居宅療養管理指導の種類 ⑤事業所の平面図 ⑥事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑦運営規程 ⑧その他指定に関し必要と認める事項	☐	☐	